



島根県報

平成16年 7 月 6 日 (火)
号外 第 86 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

人委告示

平成16年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験の実施

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 5 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成16年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験を次のとおり実施する。

平成16年 7 月 6 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成16年 7 月 8 日（木）から同年 8 月 6 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、8 月 6 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7 月30日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職 務 内 容
男 性	島根県	17名	島根県警察本部又は県内の警察署（警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署）に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持。
	警視庁	5 名	
女 性	2 名		

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、性別及び学歴

年 齢 ・ 性 別 ・ 学 歴
昭和49年 4 月 2 日から昭和62年 4 月 1 日までに生まれた者。（警視庁については、男性に限る。）ただし、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成17年 3 月31日までに卒業する見込みの者を除く。

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県（警視庁については東京都）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成16年9月19日(日) 受付時間 9:00~9:10 試験時間(予定) 9:30~17:00	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	10月7日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。 (警視庁警察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。)
		浜田市 島根県立浜田高等学校 (浜田市黒川町)	
		西郷町 隠岐島文化会館 (隠岐郡西郷町)	
第2次試験	島根県 11月上旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)		11月29日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
	警視庁 警視庁から直接合格者に通知する。		警視庁から直接受験者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験(180点)	警察官として必要な知識についての択一式による筆記試験
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。
		男性
	女性	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 155センチメートル以上 ・体重 45キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 警察官としての職務遂行に支障のないこと。 ・聴力 警察官としての職務遂行に支障のないこと。 ・指及び関節 警察官としての職務遂行に支障のないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第2次試験	人物試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出する。)
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等についての試験

試 験	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査（医療機関で受診した健康診断書を提出する。）

（注）上記配点については、島根県で実施する内容である。

別欄

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準 2 級以上
	イ TOEIC	470点以上
ウ TOEFL PBT		447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）		D級以上
確 認 方 法	対象特技を証明する書類（合格証・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。	
	次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、書留にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿（警視庁については、東京都の警察官採用候補者名簿）に登載され、任命権者（島根県警察本部長。警視庁については、警視総監）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校（警視庁については、東京都の警察学校）に入校し、10か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の警察署（警視庁については警視庁又は東京都内の警察署）に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成16年4月1日現在、高校卒18歳で月額163,300円で、このほか、給与条例等のために従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。